

令和3年(2021年)9月30日

河瀬中学校・高等学校の保護者の皆様

滋賀県立河瀬中学校・高等学校
校長 中村 隆洋

緊急事態宣言解除にかかる対応について

平素は本校教育ならびに新型コロナウイルス感染症対策に係る対応に対し、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新規感染者数が減少傾向にあり、本県に令和3年8月27日から9月30日までの期間発令されている緊急事態宣言が9月30日で解除されることとなりました。また、学校の行動基準における地域の感染レベルも令和3年10月1日より、「レベル2」から「レベル1」に引き下げられることとなりました。

つきましては、県教育委員会からの通知を受け、令和3年10月1日より本校として下記の通り対応いたします。

なお、現在も県内学校関係の新規陽性者は散見されていますので、引き続き基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

記

【体調管理、出席停止について】

- 生徒に風邪症状がある場合は登校せず、自宅で休養するとともに、受診をお願いします。
- 生徒に発熱等の風邪の症状がある場合は出席停止とします。

【学習活動について】

- 県作成のガイドライン等を参考に十分な感染対策を行った上で実施します。

【部活動について】

- 可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を可とします。また、必要性を判断の上、合宿や泊を伴う活動についても可とします。
 - ・前後の飲食を伴う交流を控える。
 - ・更衣室や部室での感染対策を徹底する。
 - ・県外への移動合宿や泊を伴う活動は、移動先の状況を把握し感染症対策に十分留意する。
 - ・考査一週間前・考査中の活動については、本校の部活動活動方針に基づき実施する。